

愛川町教育委員会

令和4年5月24日

愛川町教育委員会 5 月定例会会議録

- 1 会議日程 令和4年5月24日（火）
午前9時00分から午前9時55分まで
- 2 会議場所 愛川町役場201会議室
- 3 議事日程 日程第1 会議録の承認について
日程第2 教育長報告事項について
 (1) 教育長報告
 (2) 令和4年第2回愛川町議会定例会について
日程第3 学校運営協議会委員の委嘱について (議案第6号)
日程第4 令和5年度愛川町立小・中学校地で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針について (議案第7号)
日程第5 教育財産の取得の申出について (議案第8号)
日程第6 その他
 (1) 熱中症事故の防止について
- 4 出席委員 教育長 佐藤 照明
教育委員（教育長職務代理者） 大貫 洋
教育委員 榮利 隆一
教育委員 梅澤 秋久
教育委員 篠崎 美和
- 6 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者
教育次長 中村 美雪
教育総務課長 宮地 大公
指導室長 前盛 朋樹
生涯学習課長 上村 和彦
スポーツ・文化振興課長 松川 清一

◎開会

- （佐藤教育長） 本日の出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、愛川町教育委員会5月定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより日程に入ります。

◎日程第1

- （佐藤教育長） 日程第1、会議録の承認についてを議題といたします。

4月臨時会、4月定例会分でございます。会議録につきましては、既に配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

- （佐藤教育長） 特によろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

- （佐藤教育長） 特にございませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

日程第1、前回会議録の承認について、本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第1、会議録の承認については、原案のとおり承認されました。

なお、定例会終了後、会議録署名原本をお返しいたしますので、委員の方は署名をお願いします。

◎日程第2

- （佐藤教育長） 日程第2、教育長報告事項についてを議題といたします。

初めに、教育長報告について、資料1に基づき報告をいたします。

令和4年4月20日から5月23日までの間に出席いたしました主な会議等について報告をいたします。

4月21日、第1回目の小・中学校長会議。厚木愛甲地区の校長会長、副会長さん3名が来室されました。

22日、中津第二小学校と高峰小学校の学校訪問に行ってきました。夜、地域学校協働活動推進委員委嘱状交付式。その後、愛甲郡町村会の懇談会がありましたので出席いたしました。

23日、相模原市立大野南中学校分校で夜間学校の開校式がありましたので、参加をいたしました。今年度、相模原市から10名、それ以外の市から8名の合計18名が夜間中学校に入学され、本町からの入学者はありませんでした。

25日、菅原小学校、愛川中学校の学校訪問。

26日、初任者研修会。初任者8名の方を対象に講和をしました。

27日、中津小学校の学校訪問。第1回の県・市町村教育委員会教育長会議が県総合教育センターでありました。

28日、半原小学校、田代小学校の学校訪問。町の教育研究会の総会、評議委員会に参加をいたしました。

29日、教育委員会表彰式。今年度は8名の方を表彰いたしました。コロナで2年間開催ができていなかったので、表彰された方々からは大変感謝され、喜びの声をお聞きいたしました。

5月2日、愛川中原中学校、愛川東中学校の学校訪問。

9日、県町村教育長会の幹事会、春の総会並びに春季研究会が山北町役場でありました。

10日、半原小学校の学校訪問。

11日、愛甲郡小学校長会の会長、副会長さんが来室されました。

12日、県央教育事務所の所長、副所長さんが来室されました。

13日、厚木警察署管内少年補導員さん、愛川町の少年補導員さん7名がご挨拶に来られ、この後、各学校を回られるということでした。議会の想定質問ヒアリングが行われました。

16日、令和4年度全国町村教育長会第63回定期総会、研究会が銀座の Blossam でありました。

17日、本会議1日目、19日、2日目、20日が3日目ということで、一般質問まで現在終わっている状況です。最終日は今週27日になります。

報告は以上です。

これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

○(佐藤教育長) 特によろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○(佐藤教育長) 特にご意見、ご質疑ありませんので、教育長報告についてはご了承をお願いいたします。

次に、令和4年第2回愛川町議会定例会について、資料2に基づき担当より報告をいたします。

教育次長。

○(中村教育次長) 着座にて失礼いたします。

資料2をご覧いただきたいと存じます。

令和4年第2回愛川町議会定例会、一般質問についてご説明を申し上げます。

1枚おめくりいただきまして、表紙の裏面でございますが、今回は3名の議員からそれぞれ1項目ずつ質問をいただきました。それぞれ答弁概要を説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

阿部隆之議員からは、不登校児童・生徒の支援についてご質問をいただきました。

まず、近年、社会的要因の影響により、不登校児童・生徒が増加傾向であることや文部科学省の調査結果の分析では、周囲の大人が子どもたちのSOSを受け止め、組織的に支援機関等へつなげていくことが重要とされたことを説明しております。

そうした中、本町の小・中学校では、従前から教育相談コーディネーターを中心といたしました定期的なケース会議の開催により、情報共有を図りながら、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用など、組織的にきめ細やかな対応を行っていること、また、不登校児童・生徒の心のよりどころや居場所づくりといたしまして、相談指導教室「絆」への通室を促し、相談、指導を行うなど、個々の児童・生徒に寄り添った対応に努めていることを説明しております。

引き続き関係機関等との連携とともに不登校の未然防止、早期発見の取組の強化を図りまして、児童・生徒一人一人の状況に応じたきめ細やかな支援を継続していくことで、誰一人取り残さず、健やかな学びが得られるよう努めてまいりたい旨、答弁をしております。

次に、資料3ページをご覧ください。

小林敬子議員から、児童・生徒の視力低下についてをテーマに2点ご質問をいただきました。

答弁につきましては関連がございますので、一括で行っております。

文部科学省が公表いたしました令和2年度学校保健統計調査によりますと、裸眼視力が1未満の児童・生徒の割合は過去最多を更新し、視力低下は全国的な課題となっております、ゲーム機などの長時間利用や屋外で遊ぶ時間の減少などの影響がいわれている状況を説明しております。

そうした中、町立小・中学校では、毎年、学校医等による視力検査と眼科検診を実施しております、その結果から国と同様に児童・生徒の視力は低下傾向にあるものと認識していること、また、視力低下を予防するための取組につきましては、1人1台の端末機の配備などによりICT機器に触れる機会が増えておりますことから、次の4ページにわたりますが、端末機利用ルールのリーフレットによる周知や教室の照度の確保など、適正な教室環境の整備にも努めており、引き続き、こうした学習環境の維持向上と適正な健康指導を行ってまいります旨、答弁しております。

次に、5ページになります。

井上博明議員からは、小・中学校におけるいじめ解消に向けた取組についてご質問をいただきました。

初めに、近年のSNSの浸透や新型コロナの影響の中、いじめの態様が複雑化の傾向にあり、いじめ防止対策推進法や愛川町いじめ防止基本方針に基づき、対応に当たっていること、また、いじめ解消に向けた取組につきましては、児童・生徒指導担当教員等を中心に、教職員がチームで問題解決に向けた対応に努めており、場合により警察や児童相談所等との連携による体制や指導主事による指導、助言やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の派遣も行っていることを説明しております。

次の6ページになりますが、今後の関係機関との緊密な連携による情報共有といじめの未然防止及び早期発見、早期解決を図り、環境づくりに取り組んでまいります旨、答弁をいたしました。

説明は以上でございます。

○(佐藤教育長) これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたらお願いいたします。

梅澤委員。

○（梅澤委員） 1つ目の不登校児童・生徒の支援について、2ページ後半にタブレット端末の効果的な活用という文言がありますが、具体的なイメージがあればご教示いただきたいと思えます。

○（佐藤教育長） 指導室長。

○（前盛指導室長） 指導室長です。

タブレット端末の効果的な活用ということですが、お休みをしている児童がタブレット端末を家庭に持ち帰って、学校とつながることで学習の補填を行ったり、みんなとつながるところに資することを想定しております。

町の中でWi-Fiルーターの貸出し等も予算化が今年度されておりますので、そういったものを活用しながら、Wi-Fi環境がない家庭についてもそういった対応をしていくというところでございます。

以上です。

○（佐藤教育長） 梅澤委員。

○（梅澤委員） とてもいい取組だなと思えます。まず、つながりの確保ですね。なかなか対面で顔を見合わせたくないけれども、みんなに少しつながってほしいという思いを不登校児童・生徒が持っていることは、コロナ禍で少し明らかになった。つまり、対面で実施できなくてオンラインで授業をする際に、登校できなかった子たちがみんなZoomであるとかチームズであるとか、そういう画面で名前だけ出して参加してくるというようなことが一部見られることが分かってきました。といった意味では、何らかのつながりを意識するということがオンラインを媒介にしたつながり、ここは非常にいいことだなと思えます。

もう一つよかった点は、学習の継続性ですよね。いわゆる健やかな学びの継続というものを文科省はいつていますが、つながりがあるということでの健やかさと学習支援を継続するという点で、非常にすばらしい活用ではないかなと思えます。

とはいっても、なかなか全ての不登校児童・生徒に活用し切れないのも全国的な調査で見え始めているので、適切な、個別的なそういう支援を継続する必要があるかなと思えます。ぜひ継続してやって、いい活用をしていただけたらありがたいなと思えます。

以上です。

○（佐藤教育長） 他にございますか。

大貫委員。

○（大貫委員） 3ページの小林議員さんの答弁で、ゲーム機やスマートフォンなどの長時間

利用というふうを書いて、それで気になるとありますけれども、視力低下はどうですかという質問だと思うんですが、実は、ここはそれもあるし、学校ではタブレット端末であれを見るので、それも入っているんですよ。だから、学校は視力低下を気にはしていますよと言いつつ、実際に教育現場には低下を推進してしまうようなものを導入しちゃっているわけですよ。

ここら辺の矛盾を突かれないように、過度な使用や先生方も何でもかんでもそれを使えばいいみたいに、むしろ使えない先生は使うようにしましょうみたいに、今どっちかというところをやっていますけれども、そういうふうなものでもないというところをちゃんと分かっていて、学校教育にそういうふうなものを導入していますよということを一先回りして、アピールする必要があるのかなとこの質問を読みながら感じました。

今、そういうふうなものを導入して、教育を進めていくのはもう避けて通れないところですが、それがそのまま視力低下に影響してしまうようなことは避けなきゃいけないのかなということと矛盾していますよね。その辺、矛盾を承知で学校教育はやっているというところを承知してやる必要があるのかなとつくづく思いました。感想です。

- （佐藤教育長） 端末機利用のルール等のリーフレットを配布していますよね。その中身はどのようなものでしたか。

教育総務課長。

- （宮地教育総務課長） 大貫委員さんが言われたように、今、リーフレットの中には正しい姿勢で画面から距離を取りましょう、そういったことに重きを置いています。今言った時間のところについては、まさに端末機の活用促進をしているというところですので、具体的な時間制限というところはあまり示されていないところでございます。

昨年、国が大規模な視力の調査をしております。今後、この結果を分析して、子ども達の視力低下に対する方針や取組を出したいというようなことを言うておりますので、そういった中でG I G Aスクールについても触れられるかもしれませんし、いずれにしても国のそういった動向も注視しながら、対応を図ってまいりたいなと思います。こうしたことで、子ども達の視力防止に努めていきたいと思っております。

以上です。

- （佐藤教育長） 大貫委員さん、よろしいですか。他にありますか。

大貫委員。

- （大貫委員） ついでに、タブレットから、スマホもそうだけれども、青い光というの。

(「ブルーライト」との声あり)

- (大貫委員) あれもいけないんだよな。要するに長く見るのもあるけれども。だからそれを眼鏡みたいなので防ぐ、カットするようなものもありますよね。そういったようなものも導入していったほうがいいのかないかなと思いました。

実は私は頭も悪いけれども、目も悪いんですよ。だから、例えば外でも駄目なんですね。要するに白内障が進んだり、緑内障がもう随分、前からあって、それは実は度がひどい近視が進んじゃったんですね。そういうふうなものにもこれからきっと将来的には今の児童・生徒が成長していったときに、結構影響してくる可能性も、自分の体験からあるんですよ。だから、ぜひ学校教育で先回りして、予防してあげたいなと思います。

- (佐藤教育長) 他にございますか。

梅澤委員。

- (梅澤委員) 私も実は目が悪いんですけども、一番悪くなったのはパソコンのせいではなくて、私は読書のせいだと考えています。なぜかという、パソコンをたくさん使う前に視力が低下したんですね。

でも、学校は本を読むなどとは言わない、文科省も言わない。となると、何が一番原因かという、やはり単焦点で、同じ距離でずっと見続けていること。もう一つは瞬きをしない、いわゆるドライな状況でもずっと目を見開き続けていると。恐らくここが一番の要因だと考えられるんですね。

当然ながら、今、大貫委員がおっしゃったようにブルーライトは新しい害の一つかなと思いますが、ブルーライト以上に害があるのは、これもおっしゃった紫外線です。夏場、外で1日いて目が真っ赤になったというのはよくあるんですね。パソコンを1日、見てもそこまで目は真っ赤にならないことが容易にそのあたりを証明しているかなと思いますが、つまり1つのもの、本を読んだりあるいはパソコン、タブレットをした後に、あるいはその途中にいかにも距離を遠くした視点を持たせるかという点が重要だと思います。遠くを見させる時間を取ったり、あるいは意図的にぱっと距離を変えるような、遠くを見て近くを見てみたいなことをさせることが恐らく一番いいのかなと。

緑を見ろというのは、緑が優しいというのはあるんですけども、それよりも何よりも遠くを見るということが価値だと思われまますので、つまりこの距離だけでずっと何かをし続けることがなかなかないような、そういうシチュエーションをつくってあげることが私は何よりもポイントかなと思います。

ぜひ、そのリーフレットに休憩をしたときに遠くを見ましようとか、違った距離のものを見るように心がけましようという、そういう言葉があってもいいのかなと思います。

以上です。

○（佐藤教育長） 教育総務課長。

○（宮地教育総務課長） ありがとうございます。

保健だよりをはじめ、いろんな場面で、今言った近くをずっと見ているところがよくないということで、目を休ませて遠くを見ましよう、そういったところも周知をさせていただいておりますが、引き続き、そういったところをしっかりと子ども達、保護者に届くように周知していければと思っております。

以上です。

○（佐藤教育長） 他にございますか。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） 他にないようでございますので、令和4年第2回愛川町議会定例会についてはご了承をお願いいたします。

それでは、日程第2、教育長報告事項については、以上とさせていただきます。

◎日程第3【非公開】

○（佐藤教育長） 日程第3、議案第6号 学校運営協議会委員の委嘱については、個人情報を取り扱う案件となるため、非公開による審議とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないようでありますので、議案第6号につきましては、非公開で審議を行いたいと思います。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

◎日程第4

○（佐藤教育長） 会議を再開いたします。

日程第4、議案第7号 令和5年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針についてを議題といたします。

詳細につきましては担当より説明申し上げます。

指導室長。

○（前盛指導室長） 指導室長です。

令和5年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針についてでございます。

資料の参考資料1につきましては、教科用図書の概要についてです。学校教育法附則第9条の規定による特別支援学級における教科用図書は、毎年度採択の変更が可能となっております。

参考資料2につきましては、教科書採択に関する法令を載せてございます。

令和5年度使用小・中学校用教科書の採択におきましては、種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間についての無償措置を施行令第15条第1項の規定により、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、今年度と同一の教科書を採択しなければならないこととされております。

参考資料3、愛甲採択地区協議会の規約第13条、教科用図書の採択替えのない年度については、第8条の規定によらず、関係町村教育委員会の教育長による小委員会を開き、当採択地区において使用する教科用図書の採択の進め方について協議を行うとしておりますことから、それに基づき、小委員会において採択の進め方についての協議を行い、7月に開催されます定例教育委員会で愛川町、清川村に採択をしていただきます。そして、8月には採択結果の報告を県教育委員会と学校に行うとともに、来年度に向け、需要数の報告を行います。採択に係る流れは以上となります。

最後に、令和5年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針について読み上げます。

愛川町教育委員会は、令和5年度に町立小学校及び中学校において使用する教科用図書について、採択権者としての権限と責任において、適正かつ公正な採択が確保できるよう、次のとおり採択方針を定める。

(1) 義務教育緒学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項に基づき、教科用図書採択地区内において種目ごとに同一の教科用図書を採択するために、教科用図書愛甲採択地区協議会を設置し、調査研究及び協議を行うこと。

(2) 教科用図書の内容について、十分かつ綿密な調査研究が行えるよう条件整備を図るとともに、採択結果や理由等の採択に関する情報の公開を行うことなど、開かれた採択に向けて努力すること。

(3) 採択の公正確保に向けて、広く関係者の理解を求めるなど、静ひつな採択環境を整え、円滑な採択事務に支障を来す事態が生じないように努めること。

以上でございます。

では、採択方針の決定に向け、ご審議をお願いいたします。

説明は以上です。

○(佐藤教育長) これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたらお願いいたします。

榮利委員。

○(榮利委員) 採択方針と直接関係があるか分からないんですけども、デジタル教科書について文科省からいろいろ出ていますが、デジタル教科書については今の状況はどうか。分かる範囲で教えていただきたいんですが。

○(佐藤教育長) 学校でどういう形の使用を……

○(榮利委員) まだ正式には決まっていないと思うので、デジタル教科書に対してこれからどういうふうに進めていくのかというのはまだ決まっていないんですか。

○(佐藤教育長) 教科書が先に決まって、その教科書会社がデジタル教科書を作って、それを使用するかしないかという問題で、本町では学校に多少ばらつきはありますけれども、どこの学校も基本的に使って、教科によって違いますが、使っている状況です。今後、国が指定して……

○(榮利委員) 試験年度を設けていますよね。

○(佐藤教育長) そうです。今後、それがどうなるかによって予算がつく、つかないという形になってくるかと思しますので、基本的には使う方向で今、考えています。ただ、お金もかかるので、町予算だけだとなかなか難しい部分があります。今後、国との連携の中で取り組んでいけたらと思います。

○(榮利委員) 今は完全無償化だから、お金の面もデジタル教科書になるとどうなるかな。まだ分からないけれども、これからということでもいいんですね。

○(佐藤教育長) そうですね。

○(榮利委員) 分かりました。

○(佐藤教育長) 梅澤委員。

○(梅澤委員) 情報として。私の勤務している大学の附属学校では、一部教科を試験的に導入するように文科省から言われて、始めています。そういったところでのそういう実践研究

を基にデジタル教科書の成果と課題を踏まえ、今後、教科書、いわゆる紙の教科書に代替でき得るものかどうかを検証し、広く一般にとりいう形になるかと思います。

○（佐藤教育長） よろしいですか。

それでは、教育委員会の方針ということで、説明がありましたけれども、これについてはいかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） 他に質疑ありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第7号 令和5年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第7号 令和5年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5

○（佐藤教育長） 日程第5、議案第8号 教育財産の取得の申出についてを議題といたします。

詳細につきましては担当より説明申し上げます。

教育総務課長。

○（宮地教育総務課長） 日程第5、教育財産の取得の申出について、ご説明をさせていただきます。

愛川町教育委員会会議提出議案第8号 教育財産の取得についてをご覧いただきたいと思えます。

こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定によりまして、令和4年5月17日付、次のページでございますけれども、17日付で教育財産の取得について、町長に申出をする必要が生じましたが、教育委員会会議を招集する暇がなかったことから、愛川町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定により、教育長がこの事務を臨時に代理いたしましたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

5月17日付の財産取得について、ご覧いただきたいと思えます。

1の動産の表示でございます。

品名につきましては、小学校給食用食器でありまして、こちらの食器は新型コロナウイルス感染症をはじめ、ノロウイルスや食中毒などの感染リスク軽減のため、塩素系漂白剤での消毒が可能となる小学校給食用食器を購入するものでございます。

納入者は、有限会社座間厨房でございます。

数量といたしましては、深皿、それと容量が415ミリリットルのボウル、容量290ミリリットルのボウル、トレイをそれぞれ1,810枚購入するものでございます。

2の取得予定価格につきましては、合計で839万2,065円でありまして、納入場所は町立小学校6校となっております。

説明は以上でございます。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑等ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） 特に質疑ありませんので、議案第8号 教育財産の取得の申出についてはご了承願います。

◎日程第6

○（佐藤教育長） 日程第6、その他を議題といたします。

初めに、熱中症事故の防止についての説明をお願いいたします。

指導室長。

○（前盛指導室長） 指導室長です。

連日、マスク着用等について様々な議論等が報道されているところですが、5月6日付、熱中症事故の防止についての文書が県教育委員会より送付されてまいりましたので、5月9日付で各学校に発出したところでございます。

この文書の中で、熱中症は命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先するということが書かれております。コロナの感染症対策と一緒に進んでいくために、換気、十分な距離、そして近距離での会話を控える等の配慮をした上でということになりますが、そういった部分について書かれておりますので、改めて学校に送付したものでございます。

先週末、熱中症環境保全マニュアルの改訂版の送付があり、教室の望ましい室温等、若干の変更がありましたので、改めて学校に送付をしていきたいと思います。

また、5月20日、厚生労働省から、マスク着用の考え方等について基準が示されたことが報道等されているところがございます。町教育委員会にその文書が届き次第、学校に送付をしていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、ウィズコロナということで感染状況を鑑みながら、引き続き感染症対策と教育活動の両立を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等ありましたらお願いいたします。

梅澤委員。

○（梅澤委員） この書類の中に出てくるWBGT、いわゆる暑さ指数が今、重要視されていて、温度だけじゃなくて湿度であったり、照り返しであったりとか、総合的に出されたいわゆる熱中症指数だと思うんですけども、WBGT計、測定器は学校に設置するような方向性を持っているのかどうか、そこをお伺いしたいと。

○（佐藤教育長） 教育総務課長。

○（宮地教育総務課長） 既に各校に複数台ずつ、温度、湿度が計れる機器を配布しており、活用していただいているところがございます。

以上です。

○（梅澤委員） 温度、湿度だけですか。風も全部計算できるような機械がありますよね。

○（宮地教育総務課長） いわゆる測定器でしたので、全部網羅しているかなと思います。確認しないといけないんですけども、専用の機器を配備しておりますので、ある程度、網羅はできていると思います。

○（佐藤教育長） 配備して、その指数を見て、運動を控えるとかという形で、各学校は取り組んでおりますので、さらにこれをしっかり活用しながら進めていくように助言したいと思います。

○（梅澤委員） 加えて、以前、学校にお邪魔したときに、手作りの、ホースに千枚通しか何かで穴が開いて、霧状のミストみたいなものが出るような工夫がなされている学校があって、本当にお金がない中、各学校で工夫してくださっているなとうれしくなったところですけども、何でもかんでも禁止となってしまうと、いろんな発達が阻害されてしまう可能性もあ

りますので、ただし、最大限配慮した上で、子ども達がまさに健やかに育ってほしいな
と思っています。ああいった工夫は各学校、広く周知できるといいなと思っています。感
想です。

- （佐藤教育長） ミストについても教育委員会からも働きかけをして、校区に助けていただ
いて、先生方自らが作成いただいています。

他にございますか。

（発言する者なし）

- （佐藤教育長） 特に質疑がないようでございますので、熱中症事故の防止についてはご了
承願います。

以上で本日の案件は全て終了いたしましたけれども、各委員からご感想等ありましたらお
願いいたします。

（発言する者なし）

- （佐藤教育長） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

- （佐藤教育長） 事務局から何かございますか。
- （熊坂教育総務課主幹） 特にございません。

◎閉会

- （佐藤教育長） 以上で5月定例会の議事日程は全て終了いたしましたので、閉会としたい
と思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、5月の定例会を閉会といたします。

長時間にわたり、ありがとうございました。

なお、次回の定例教育委員会は、6月21日、午前9時から、201会議室で開催いたします。

愛川町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

令和4年6月21日

教育委員会教育長

佐藤 照明

教育委員会

教育長職務代理者

大貫 洋

教育委員

榮利 隆一

教育委員

梅澤 秋久

教育委員

笹崎 美和

調整職員

熊坂 健一